

## 商品概要説明書

J Aシニア定期貯金 大樹 <スーパー定期貯金単利型>

(令和3年4月1日現在)

商品名	・ J Aシニア定期貯金 大樹 <スーパー定期貯金単利型>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人</li> <li>・ 当組合に国民年金・厚生年金・共済組合年金および農業者年金の受取口座のあるお客様、または新規に年金を振込指定するお客様、もしくは公的年金の受取指定を当組合へ変更されるお客様に限ります。</li> <li>・ お預け入れは受取口座のある店舗に限ります。</li> </ul>
ご契約時にご提示いただく書類	この貯金をご利用するため、新たに公的年金の振込指定をされる場合、「年金裁定請求書」、「年金受給権者住所・支払期間変更届」等をご提示ください。
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1年、</li> <li>・ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 10万円以上350万円まで</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時の店頭表示金利に年0.05%上乗せいたします。</li> <li>・ 満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>・ 個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%） ※2037年12月31日までの適用となります。</li> <li>・ 金利は窓口にお問合せください。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率）</li> <li>・ 個人のお客様はマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>・</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</li> <li>(1) 約定した預入期間が1か月以上3年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 6か月未満 解約日における普通貯金利率</li> <li>② 6か月以上1年未満 約定利率×50%</li> </ul> </li> </ul>

貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>																
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店または金融共済部 (電話：0428-21-2122) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="454 660 1437 929"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金 (祝日、年 末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金 (祝日、年 末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金 (祝日、年 末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という。) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年 末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。